

(2) 現 員

ア 事務局及び学校以外の教育機関

(令和5年8月1日現在)

課 所 名	指導主事以外	指 導 主 事	合 計
教 育 政 策 課	20		20
義 務 教 育 課	16	9	25
高 校 教 育 課	19	8	27
高 校 再 編 推 進 室	6	8	14
特 別 支 援 教 育 課	10	9	19
学 び の 改 革 支 援 課	6	27	33
心 の 支 援 課	4	10	14
文 化 財 ・ 生 涯 学 習 課	(3) 13	(13) 7	(16) 20
保 健 厚 生 課	(3) 13	5	(3) 18
ス ポ ー ツ 課	(2) 8	(3) 15	(5) 23
国 民 ス ポ ー ツ 大 会 準 備 室	14	4	18
小 計	(8) 129	(16) 102	(24) 231
東 信 教 育 事 務 所	8	18	26
南 信 教 育 事 務 所	8	17	25
南 信 教 育 事 務 所 飯 田 事 務 所	0	6	6
中 信 教 育 事 務 所	8	19	27
北 信 教 育 事 務 所	10	19	29
体 育 セ ン タ ー	2	5	7
小 計	36	84	120
事 務 局 計	(8) 165	(16) 186	(24) 351

課 所 名	指導主事以外	指 導 主 事	合 計
総合教育センター	7	35	42
生涯学習推進センター	1	2	3
県立長野図書館	21	0	21
県立歴史館	8	14	22
学校以外の教育機関計	37	51	88
合 計	(8) 202	(16) 237	(24) 439

(注) 1 教育長は除く。教育次長は教育政策課に含める。

2 () 内の数値は、休職派遣職員で外書である。

3 現員に育任職員、過員の休職者、短時間勤務職員は含めない。ただし、指導主事については過員の定義がないため休職者は全て含む。